

《鹿児島県における有害がん具刃物等の過去指定状況》

指定番号	指定年月日	指定対象	鹿児島県告示	指定の理由
1	S42. 8. 10	シュノーケル(簡易水中呼吸器)	告示第667号の2 S42. 8. 11	青少年の生命に害を及ぼすおそれがある。
2	S47. 7. 25	宇宙火箭	告示第809号 S47. 8. 4	花火類その他のがん具で用法によっては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加えるおそれのあるもの
3	S49. 6. 20	花皮炮(爆竹)	告示第685号 S49. 6. 28	用法によっては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加える恐れがある。 〔 点火してから爆発までの時間が短く、爆発音による鼓膜裂傷の恐れ、あるいは火傷の恐れがある。 〕
4	S53. 3. 15	スリングショットファルコンⅡ スリングショットファルコン300	告示第335号 S53. 3. 22	飛道具で用法によっては、自己又は他人の身体に対して不測の危害を加えるおそれのある。
5	S61. 6. 16	がん具空気銃 バネ式銃 圧縮ガス銃 (内容は注1のとおり)	告示第1063号の2 S61. 6. 16 (一部改正) 告示第15号 H25. 1. 15	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
6	H8. 3. 22	究極のオナニー満点セット (がん具)	告示第693号 H8. 4. 3	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
7	H8. 5. 31	処女膜破り(がん具)	告示第999号 H8. 6. 7	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8	H10. 2. 25	ナイフ(内容は注2のとおり)	告示第241号 H10. 2. 27	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
9	R2. 8. 25	クロスボウ(銃砲型近代洋弓) (内容は注3のとおり)	告示第820号 R2. 9. 4	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

(注1) がん具空気銃等 (平成25年1月15日鹿児島県告示第15号 一部改正)

名称	がん具空気銃等
構造	1 がん具空気銃 空気圧縮ポンプを作動し、圧縮された空気の力を利用して弾丸を発射させるもの 2 バネ式銃 レバー等をもってバネを圧縮し、その反動力を利用して弾丸を発射させるもの 3 圧縮ガス銃 密閉容器に充填された圧縮ガスの力を利用して弾丸を発射させるもの
機能	当該銃用の弾丸を装填し、水平射角で発射した場合において銃口からの距離約3mにある四隅を支えた状態の新聞紙5枚以上を貫通する威力を有するもの又は水平射角で20m以上の飛距離を有するもの
指定理由	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある

[注釈] がん具空気銃(通称エアガン)等の取扱い

がん具銃は、圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネ等を利用してプラスチック製弾丸(通称BB弾)を発射させる遊戯銃であり、本条例により指定された有害ながん具銃の威力は、「機能」に示してある威力に相当するもので、発射弾丸の有する運動エネルギーが0.135J(ジュール)を

超えるものである。

(注2) 刃物

名 称	ナ イ フ
機能及び構造	鋭利な切先及び刃先を有し、人体に危害を及ぼすおそれのあるもの（果物ナイフ及びカッターナイフを除く。）で、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）第17条の規定により測定した刃体の長さが6センチメートルを超えるもの。ただし、折りたたみ式ナイフ（刃体と柄の結合部の軸を中心として開刃するものをいう。）又はスライド式ナイフ（刃体が柄から直線に開刃するものをいう。）にあっては、開刃した刃体を柄と直線に固定させる装置を有するものに限る。
指 定 理 由	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

(注3) クロスボウ（銃砲型近代洋弓）

名 称	クロスボウ（銃砲型近代洋弓）
機能及び構造	洋弓を銃型に改造し、銃同様に引き金を引くことで、矢を発射させるようになっているもので、発射した矢の有する単位面積当たりのエネルギーが、装填時の矢端から50cmの距離で0.07kgf・m/cm ² 以上のもの
指 定 理 由	人の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

【罰則】

第6項違反（青少年に有害がん具刃物等を販売した業者）は20万円以下の罰金又は科料